

平成 24 年度定期監査（ 2 ）の監査結果に基づき講じた措置

平成 24 年度定期監査（ 2 ）の結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会から通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

簡易工事に係る事務手続の適正化について

〔監査において確認した事実〕

区は、職員が平成 24 年 3 月、事実と異なる簡易工事書および支出命令書を作成し、工事請負費を不適正に支出処理したことについて、同年 6 月、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った旨を公表した。

当該簡易工事書および支出命令書は、書類上の必要要件を満たしており、同年 3 月には工事代金の支出手続が行われていた。しかしながら、事情聴取を含む書類監査および実地監査を行ったところ、当該簡易工事書に記載された工事の実態を確認することはできなかった。

なお、区が支出した金額 483,000 円については、同年 6 月 8 日付けで当該簡易工事書を起案した職員から、区に全額返納されていた。

〔改善を求める事項〕

契約事務の手引によると、予定価格 50 万円以下の工事（以下「簡易工事」という。）については、所管課長が区長の委任を受けて契約締結権者となり、自己の名と責任において契約締結を行うこととされている。そして、簡易工事および契約の意思決定は、簡易工事書を使用して行うこととされている。

今回、実態の確認できない工事について支出処理が行われたのは、簡易工事の発注から履行確認までの一連の事務手続が形骸化していたことに起因すると認められる。

については、日頃、多数の簡易工事について、工事発注、工事履行のための検査・立会い、支出命令等を行う部署として、不適正な事務処理が行われることのないよう、事務手続の改善に向けて早急に取り組みたい。

2 講じた措置

簡易工事に係る事務手続の適正化を図るため、つぎの対応をとることとし、平成24年6月から実施した。このことについては、課内職員および学校・幼稚園に周知を図った。

- (1) 工事を必要とする学校長（幼稚園長）から、工事前に教育委員会事務局あて学校施設補修工事依頼書（学校長または幼稚園長の公印付）の提出を受けることにより、当該工事が学校（幼稚園）の依頼による工事であることを確認できることとした。
- (2) 工事施工前、施工中および施工後の工事写真について簡易工事書への添付を徹底し、工事の施工状況を確認できることとした。
- (3) 工事が完了した際には、学校長（幼稚園長）から教育委員会事務局あて学校施設補修工事完了確認書（学校長または幼稚園長の公印付）の提出を受けることにより、工事の完了を確認できることとした。
- (4) 簡易工事の検査員、立会人および支出命令権者は、(1)から(3)までの学校施設補修工事依頼書、工事写真および学校施設補修工事完了確認書により、書面においても工事内容を確認できることとした。

今後、本件対応を実施することで、簡易工事の発注から履行確認までの一連の事務手続が形骸化していると指摘された点を改めるとともに、不適切な事務処理の再発防止を図り、適切な事務処理の執行に努めていく。